

第64回

## 法律研究部で活躍する若手に聞く～遺言信託研究部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 木川 雅博 (67期)



野俣 智裕 会員(65期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。今回は、遺言信託研究部にてご活躍されている野俣智裕会員（65期）にお話を伺いました。

— まずは、遺言信託研究部の概要について教えてください。

当研究部は発足して9年目の法律研究部です。現在コ  
ンスタントに参加している会員の期の構成は40期代から  
60期代ですので、比較的若い期の会員が多い法律研究部  
といえます。私は65期で事務局長となっていますので、  
他の法律研究部と比べてもかなり若手の事務局長だと思  
います。なお、遺言信託研究部という名称ではありますが、  
基本的には遺言信託に限らず信託全般について研究して  
います。

今年の当研究部で扱っているテーマは「信託と遺留分」  
です。毎年扱うテーマは違っていますが、当研究部の活動  
は東弁が毎年発行している『法律実務研究』に寄稿する  
形で結実させています。

— 遺言信託研究部へ入部したきっかけは何でしょうか。

もともと私は相続分野に興味があり、東弁の法律研究  
部に相続・遺言部と遺言信託研究部があることを知って  
いました。どちらかの法律研究部に所属したいと思って  
いたところ、東弁の新規登録弁護士研修の一つであるクラス

別研修の副担任がたまたま遺言信託研究部の初代部長で  
あり、研修後の飲み会で「よかったら顔を出さないか」と  
誘っていただくことができました。ロースクールで信託法を  
習ったこともありませんし、信託についてはまったくの素人  
でしたが、お話を聞くうちにおもしろそうだと思って顔を  
出すようになったのが入部のきっかけです。

— 定例会の内容等、遺言信託研究部の活動内容を教えてください。

当研究部の定例会は原則毎月15日の18時30分から  
開かれており、5月はテーマを「遺留分総論」として遺留  
分に関する知識と判例をおさらいする会でした。6月の定  
例会は私が発表を行うのですが、テーマは「遺留分と信託  
総論」です。

信託契約は遺言では実現できない後継ぎ遺贈など、か  
なりフレキシブルに財産や事業等を後世代に承継させるこ  
とが可能ですが、そのスキーム次第では、下手すると遺留  
分減殺請求を受けかねないわけですね。ただ、民事信託は  
まだあまり普及していませんので、信託と遺留分減殺請求  
に関する裁判例がほとんどないのが現状です。そのため、  
現在はこの点に関する見解が分かれています。せっかく  
信託の専門研究部として当部があるわけですから、なにが  
しかの我々の意見をまとめてみようということで先ほど申し  
上げたように今年のテーマが「信託と遺留分」に設定され

ています。そこで、私は、勉強も兼ねて、信託と遺留分総論部分を担当し、①遺言代用信託（当初自益信託）と受益者連続信託の構造、②遺留分の規定の適用の有無に関する見解の整理、③遺留分減殺請求の対象と相手方、④受益権の評価方法といった点を発表しようと思っています。

また、他の法律研究部とコラボレーションした活動をすることもあり、昨年は、家族法研究部と共同のイベントを行いました。

——遺言信託研究部の特長はどのような点にありますか。

当研究部には、全国の弁護士会でセミナーや講演会を行っておられる会員が所属していますので、参加しているだけでかなり勉強になります。また、定例会等の参加人数は平均すると10名程度ですので、若手でも発言や質問をしやすく、65期の私が事務局長になっているように発表担当や役職も任せてくれる法律研究部です。必ず機会に恵まれるというわけではないですが、私自身は信託のプロフェッショナルの会員と法律相談時から共同で受任し、信託契約書を一緒に作成したこともあります。

そして、信託分野は税金の問題や不動産が絡んだ際に信託登記の問題が生じますので、スキームとして弁護士だけで完結できるわけではなく、税理士や司法書士などの他士業の先生と意見交換を行ったり、助言をいただいたりしながら進めていきます。このように、信託を行う上で「弁護士だから税金は全くわかりません」というわけにはいきませんので、今年の4月と5月の定例会にも税理士と司法書士の先生にご出席いただき、発表内容に関し意見をいただきました。他士業の先生方には定例会の後の懇親会にも参加していただいていますので、他士業の先生たちの知

合いも増えていきます。また、他士業の先生だけではなく、信託銀行や高齢者施設の方をお招きしたこともあります。

——遺言信託研究部での活動と、現在の業務との間に関連性はありましたか。

事務所に所属して通常の業務を行っている場合、たまたま信託の相談が来るということはなかなかないと思います。しかし、先ほど申し上げたように当研究部に参加していると信託関連の法律相談や信託契約書の作成を一緒に担当しないかと声をかけていただく機会にも恵まれましたし、信託についてかなり深く勉強するようになりました。もちろん、参加していたら必ず信託業務を行えるわけではありませんが、当研究部には、信託分野に興味があって民事信託を普及させようと活動され、経験豊富な会員が参加していらっしゃるの、相対的に信託を業務で扱う機会が多くなったと思います。私も若手ではありますが、当研究部での活動を通じて実務経験を積んで参りましたので、今後、さらに信託業務を取り扱い、業務の中で得た経験を部に還元したいと思っています。

——入部を検討している若手会員に対して一言お願いします。

民事信託はまだまだ普及しているとはいえませんが、実務経験のある弁護士も多くはありません。交通事故や離婚などの一般民事の分野と比べれば、今から熱心にやることにより若手でも頭一つ抜けるチャンスがあると思います。まずは定例会に顔を出すだけでも歓迎しますので、気楽に参加してください。私自身、同期の弁護士と気軽に参加してみたら気に入ってそのまま入部しておりますので、信託分野に興味を持ち、一緒に勉強し、普及推進をしてくれる若手会員の入部をお待ちしております。